

新生児聴覚スクリーニング 検査の手引き



令和2年3月

神 奈 川 県

神奈川県母子保健対策検討委員会
新生児聴覚検査体制整備部会

はじめに

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされています。

本県では、新生児期において聴覚検査が広く可能となった平成15年に「聴覚障害乳幼児療育システム検討委員会」及び部会を設置し、聴覚に障害のみられる乳幼児に対する療育のあり方を検討し、平成16年に「新生児聴覚スクリーニング検査とフォローアップのためのマニュアル」を作成しました。関係者に幅広く周知し、検査とそのフォローアップの推進を図ってきたところです。

その後、国において新生児聴覚検査の実施状況等調査が行われ、その結果をふまえて、平成28年3月に「新生児聴覚検査の実施について」の通知が改正され、市町村に対し、検査の実施を促すとともに、都道府県に対しても、周知啓発や関係機関との連携体制づくりへの積極的な取り組みが求められました。

そこで、本県では、平成30年に医療機関や行政機関、関係団体等で構成する「神奈川県母子保健対策検討委員会新生児聴覚検査体制整備部会」を新たに設置し、新生児聴覚スクリーニング検査から精密検査までの検査体制等の検討を行ってきました。

この部会において御意見を伺いながら、県内で生まれるすべての赤ちゃんが新生児聴覚スクリーニング検査を受けられ、早期発見・早期療育につながる体制づくりを目的に、「新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」を作成しました。

今後、県内のすべての分娩取扱施設において検査が実施されることを目指して、この手引きを活用し、適切な検査の実施及び聴覚障害児やその保護者への総合的な支援について、関係者に幅広く周知を進めてまいります。

新生児聴覚スクリーニング検査に関わる保健、医療、福祉、療育、教育など関係者の方々に有効に活用していただき、検査体制の更なる向上に寄与できれば幸いです。

最後に、手引きの作成にあたり、多大な御尽力をいただきました神奈川県母子保健対策検討委員会新生児聴覚検査体制整備部会の委員の皆様及び分娩取扱施設、早期療育実施機関、関係団体等関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

神奈川県健康医療局保健医療部長
前田 光哉

目 次

I	新生児聴覚スクリーニング検査の意義	1
II	新生児聴覚検査の流れ	2
III	関係機関の役割	
1	分娩取扱施設の役割	
(1)	検査の意義等の周知	3
(2)	検査の説明・同意の確認	3
(3)	初回検査の実施	4
(4)	確認検査の実施	4
(5)	検査結果の保護者への説明	5
(6)	確認検査リファー該当児への対応	6
2	外来での検査受入実施医療機関の役割	7
3	2次検査実施医療機関及び精密検査実施医療機関の役割	
(1)	2次検査の実施	7
(2)	2次検査結果の保護者への説明	7
(3)	精密検査の実施	8
(4)	精密検査結果の保護者への説明	9
(5)	聴覚障害児への対応	9
4	市町村の役割	
(1)	新生児聴覚スクリーニング検査の啓発	11
(2)	受診状況及び検査結果の確認や受診勧奨	11
(3)	児及び保護者への個別支援	11
(4)	公費負担の実施	11
(5)	乳幼児健康診査等における聴覚障害児の発見	11
(6)	各種情報の提供	12
5	県の役割	
(1)	普及啓発	12
(2)	情報提供	12
(3)	人材育成	12
(4)	関係機関の連携体制整備	12
(5)	療育の実施	12

IV 医療機関・療育機関・教育機関における早期支援

(1) 早期支援の目的	13
(2) 早期支援の方法	13
(3) コミュニケーションの方法	13
(4) 保護者への支援	14

V 参考様式

参考様式1 新生児聴覚スクリーニング検査説明書兼同意書	16
参考様式2 新生児聴覚スクリーニング検査結果(パス結果説明)	17
参考様式3 新生児聴覚スクリーニング検査結果(リファール結果説明)	18
参考様式4 紹介状	19
参考様式5 市町村連絡票	20

VI 資料

資料1 検査案内(概要)	21
資料2 乳児の聴覚発達チェックリスト	23
資料3 新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧	25
資料4 2次検査実施医療機関・精密検査実施医療機関一覧	31
資料5 早期支援実施機関(医療機関・療育機関・教育機関)一覧	33
資料6 市町村母子保健主管課一覧	47

I 新生児聴覚スクリーニング検査の意義

先天性の聴覚障害の発生頻度は1,000人に1人から2人程度と言われており、先天性の疾患としては、比較的、頻度が高いとされています。

先天性の聴覚障害は適切な対応を怠ると、言葉の発達だけでなく、情緒的・心理的発達にも影響がおよぶ場合があります。先天性の聴覚障害を生後、早期に発見することにより、このような二次的な影響を最小限にすることができます。

聴覚障害は外見からわかりにくいいため、乳幼児においては「ことばの遅れ」などが顕在化するまで、発見が遅れがちです。

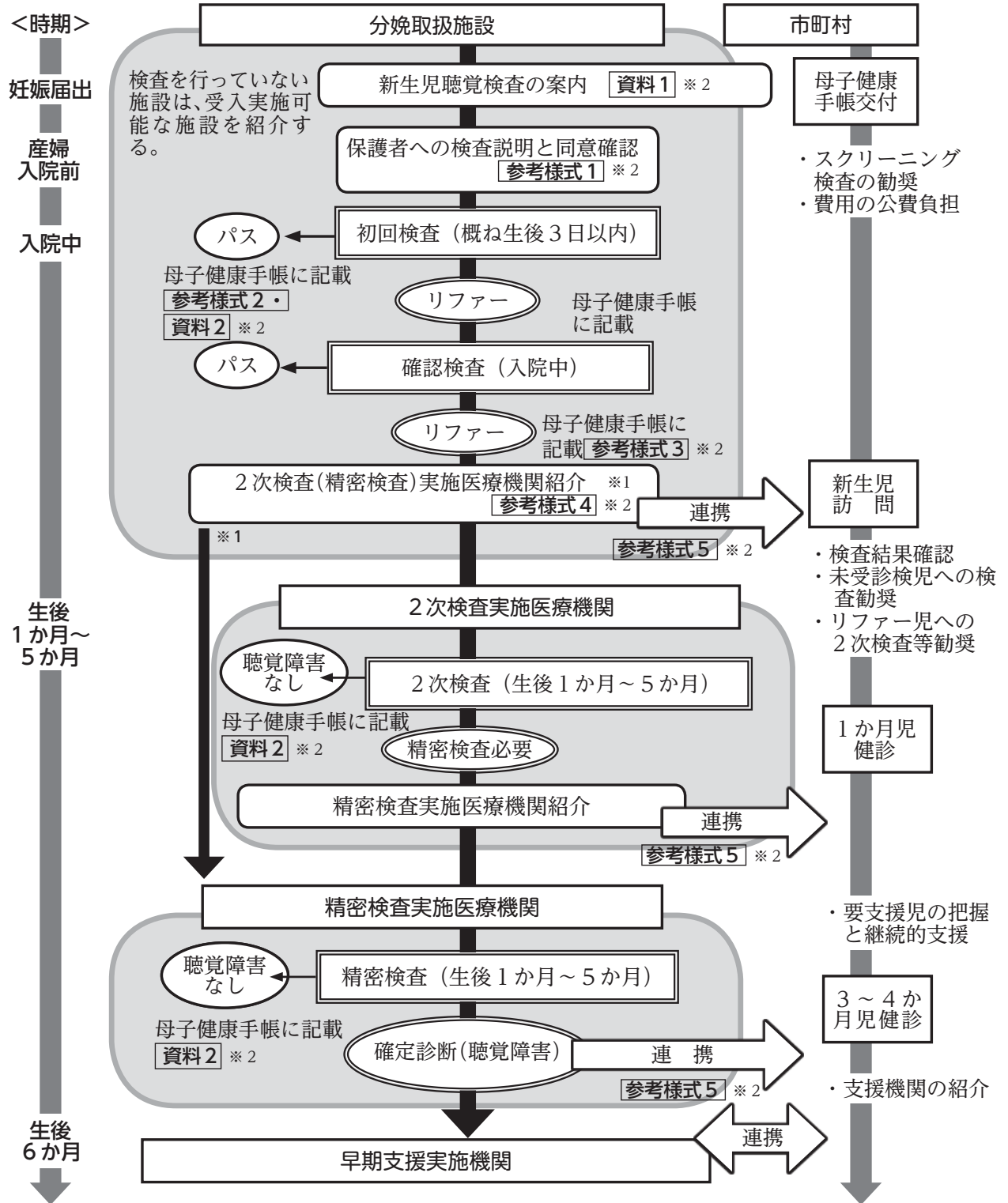
妊娠・出産時の経過において聴覚障害の危険因子を持つ児に対しては、以前より聴覚検査が行われていましたが、近年では、全新生児を対象にすることが可能な、測定と解析を自動化した聴覚スクリーニング検査機器が普及してきています。これを用いることにより、新生児期に先天性聴覚障害を発見し、二次的な影響を最小限にすることが期待できます。

しかし、新生児聴覚スクリーニング検査は、単に、検査により障害を発見することに意味があるのではなく、検査で聴覚障害の疑いを持った際に、適切に精密検査が行われ、必要に応じて補聴器の早期装用や聴覚障害児としての療育が開始されて、初めて意味を持ちます。

検査後の体制が十分でないまま新生児聴覚スクリーニング検査を行えば、早期発見のメリットが生かせず、いたずらに親の不安をあおってしまう懸念があります。

新生児聴覚スクリーニング検査を意義あるものにするためには、検査並びに聴覚障害に携わるそれぞれの立場の関係者が、検査、その後の精密検査及び療育までの流れを十分に理解し、現状において活用できる資源を最大限に生かせるよう支援することが求められています。

Ⅱ 新生児聴覚検査の流れ



※1 2次検査実施医療機関の紹介が基本であるが、通院の利便性等を踏まえて、精密検査実施医療機関を紹介することも可能。(医療機関一覧 31 ページ記載)

※2 参考様式1「説明書兼同意書」、参考様式2「パス結果説明」、参考様式3「リファー結果説明」、参考様式4「紹介状」、参考様式5「市町村連絡票」、資料1「検査案内(概要)」、資料2「乳児の聴覚発達チェックリスト」等を必要に応じて活用。(16 ページ～48 ページ記載)

Ⅲ 関係機関の役割

1 分娩取扱施設の役割

(1) 検査の意義等の周知

新生児聴覚スクリーニング検査は、新生児が眠っている状態で、検査機器で小さい音を聞かせて、その時、耳や脳から出る反応を測定し、耳の聞こえが正常かどうかを自動的に判定する検査です。

分娩取扱施設では、新生児聴覚スクリーニング検査の必要性等について周知します。

<周知のポイント>

- ・ 新生児の聴覚障害は、約 1,000 人に 1～2 人の頻度であること。
- ・ 検査により、赤ちゃんの聞こえの確認が可能なこと。
- ・ 産まれてすぐに、聞こえを確認することで、必要な場合に早期の精密検査や療育を受けることができ、赤ちゃんのこぼの発達等に良い効果があること。

資料 1 検査案内（概要）…21 ページ

【検査を実施していない分娩取扱施設の対応】

検査を実施していない場合は、他院で出生した子が、外来で受診できる他の分娩取扱施設や耳鼻咽喉科医療機関を案内または紹介し、受診を促します。

資料 3 新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧…25ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/st-sisetsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



(2) 検査の説明・同意の確認

妊娠中に、検査について説明し、文書で同意を得ます。

<説明のポイント>

- ・ 検査は、出産後の入院中に赤ちゃんが眠っている間に行い、安全で痛みも副作用もないこと。
- ・ スクリーニング検査は、精密検査の必要性を調べるための検査であること。
- ・ 1 回目の検査でリファー（要再検査）となった場合は、2 回目の確認検査を行う必要があること。
- ・ 費用は保険適用外で、自己負担があること。

（市町村により、費用の一部助成がある。）

市町村の公費助成がある場合は、各施設で所定の様式等を用いて手続きを行ってください。

なお、検査について十分に説明した上で、保護者が検査を希望せず、同意が得られない場合は、家庭内や乳幼児健康診査等の機会を活用して、保護者が継続して「聞こえ」を見守ることが重要なことを伝えてください。

参考様式 1 新生児聴覚スクリーニング検査説明書兼同意書…16 ページ

資料 2 乳児の聴覚発達チェックリスト …23 ページ

(3) 初回検査の実施

ア 対象

保護者の同意を得たすべての新生児

イ 実施時期

生後3日以内に行います。出生直後は内耳に羊水が残っており、誤ってリファーとなる偽陽性の確率が高いため避けます。

ウ 検査方法

検査機器として、自動 ABR あるいは OAE を用いて行います。

体動によるノイズを避けるため、授乳後1時間くらいまでのタイミングが適しています。自動 ABR は自然入眠が望ましいですが、OAE は赤ちゃんが静かにしていれば検査は可能です。

検査は、医師、助産師、看護師、臨床検査技師、言語聴覚士のいずれかが行います。慣れた人が行くと、リファー（要再検査）率を低くできるため、可能であれば検査の担当者を決めておくことが望まれます。

新生児聴覚スクリーニング検査機器

【自動 ABR (Automated Auditory Brainstem Response/ 自動聴性脳幹反応)】

ささやき声程度の小さな音を聞かせて脳波を測定し、その反応により聴覚を判定します。

【OAE (Otoacoustic Emissions/ 耳音響放射)】

小さな音の刺激に対して、内耳が反応して、一部外耳道に放射される音を検出して判定します。内耳機能の検査であり、内耳より中枢にある聴神経などの障害は検出できません。

また、自動 ABR に比べてリファー率が高く、偽陽性が出やすいとされています。

※厚生労働省では、より正確な検査が可能な自動 ABR を推奨しています。

検査の結果は、「パス (PASS: 反応あり)」あるいは「リファー (REFER: 反応なし (要再検査))」のいずれかに判定されます。

【NICU (新生児集中治療室) 等で実施する場合】

全身状態が安定し、保育器を出てから退院までの間に行います。聴覚障害のリスクが高い場合は、個々の病状により実施時期を考慮し、退院後も慎重に経過観察を行います。

(4) 確認検査の実施

ア 対象

初回検査リファー児

イ 実施時期

分娩施設において、おおむね生後1週間以内（入院中）に行います。入院中に行えない場合は、1か月児健診などを利用し、遅くとも生後1か月以内に行います。

ウ 検査方法

初回検査と同じ機器で、再検査を行います。ただし、初回検査がOAEだった場合でも、施設に自動ABRがあれば、自動ABRで実施します。

初回検査リファーマー児が、疾病や障害等により精密検査等の必要性が明らかな場合以外は、確認検査を行ってから、2次検査や精密検査の受診を勧めてください。

【日程等の事情により分娩取扱施設で確認検査が行えない場合】

初回検査リファーマー児が確実に確認検査を受けるよう、受診する施設を紹介します。

そして、紹介した初回検査リファーマー児が確認検査を受診したか確認してください。

資料3 新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧…25ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/st-sisetsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



(5) 検査結果の保護者への説明

検査実施後や入院中に、医師が検査結果を伝えます。

助産所で検査を行う場合は、嘱託医師が保護者に説明することが必要です。

ア パスの場合（初回検査あるいは確認検査の結果）

今回の検査では、異常は認められなかったことを説明します。

なお、今後、疾病等が原因で耳が聞こえにくくなることもあるので、保護者が継続して「聞こえ」を見守ることが重要なことを伝えてください。

参考様式2 パス結果説明…17ページ

資料2 乳児の聴覚発達チェックリスト…23ページ

イ リファーマーの場合（片側リファーマー、片側パスの場合を含む）

保護者の精神的負担に十分配慮し、適切な時期に検査結果をわかりやすく説明し、2次検査実施医療機関または精密検査実施医療機関で詳しい検査と診察を受ける必要があることを伝えてください。

また、保護者が必要のない不安を感じないように、新生児聴覚スクリーニング検査は、精密検査が必要な児を見つけるための検査であり、これだけで聴覚障害と判断はできないことと、2次検査及び精密検査受診の重要性を伝えてください。

一般に、生まれつき聴覚に障害があるお子さんは1,000人に1～2人ですが、スクリーニング検査では1,000人に4～5名がリファーマーとも言われています。

参考様式3 リファーマー結果説明…18ページ

ウ 母子健康手帳への記載

検査を実施した分娩取扱施設は、保護者に説明した上で、母子健康手帳に結果を記載するか、検査結果用紙を貼付してください。記載する内容は、検査実施年月日、検査法

及び検査結果です。

○ **母子健康手帳に、検査結果を記載して下さい。**

市町村が新生児訪問等の際に受診状況、検査結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うために必要となります。

(6) 確認検査リファー該当児への対応

ア 医療機関の紹介

保護者の意向を確認しながら、基本は2次検査医療機関を紹介してください。

なお、通院の利便性等を踏まえて、精密検査実施医療機関を紹介することは可能です。

2次検査（精密検査）は生後3か月までに受け始めることが望ましいので、受診の予定時期を聞き、後日、保護者に確認するなど、確実な受診を勧めてください。

参考様式 4 紹介状…19 ページ

資料 4 2次検査実施医療機関・精密検査実施医療機関一覧 …31 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/seimitsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



イ 市町村等の相談窓口の紹介

お子さんが確認検査でリファーとなり、2次検査（精密検査）の受診を勧められた保護者は不安を抱えています。市町村では、新生児訪問や相談対応等を行っています。お住いの市町村の相談窓口を紹介してください。

また、早期カウンセリングに対応している療育機関や教育機関、医療機関もありますので、相談窓口を紹介してください。

資料 5 早期支援実施機関(医療機関・療育機関・教育機関)一覧 …33 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/soukisien.html>

資料 6 市町村母子保健主管課一覧 …47 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/sityouson.html>

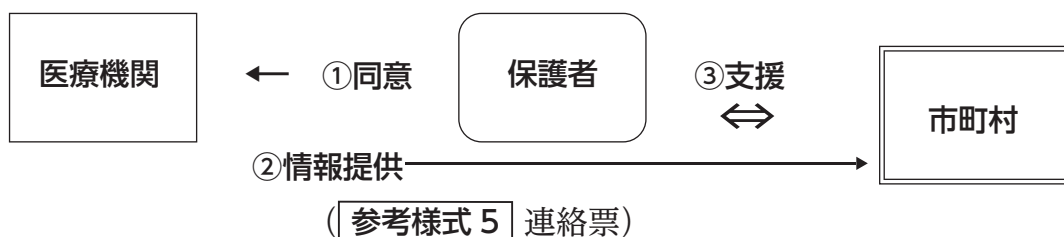
※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



ウ 市町村への情報提供

確認検査リファー児については、保護者同意の上で、市町村の母子保健主管課に情報提供(連絡)をお願いします。市町村では、分娩取扱施設から提供された情報をもとに、保健師が、保護者に寄り添い、保護者が安定した気持ちで育児に取り組めるよう支援します。

参考様式 5 市町村連絡票 …20 ページ



2 外来での検査受入実施医療機関の役割

外来等で新生児聴覚スクリーニング検査が可能な分娩取扱施設は、積極的に他院で出生した児の受入れを行い、条件や受診の際の注意点を事前に保護者に説明し、検査を実施してください。

検査の実施については、「1 分娩取扱施設の役割（3 ページ）」と同様です。

県では、施設一覧にて、他院で出生した児の受入を実施している医療機関の情報を提供していますので、新たに受け入れを行う場合や中止する場合は、県健康増進課（045-210-4786）へ連絡をお願いします。

資料3 新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧…25 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/st-sisetsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



3 2次検査実施医療機関及び精密検査実施医療機関の役割

2次検査実施医療機関は、確認検査リファー児に対して、主に聴性脳幹反応検査（ABR）を行い、さらに詳しい精密検査の必要性を診断します。必要な場合は、精密検査実施医療機関を紹介します。

精密検査実施医療機関は、聴性脳幹反応検査（ABR）等の他覚的検査に加え、聴性行動反応聴力検査（BOA）、条件詮索反応聴力検査（COR）等の年齢に応じた聴性行動反応を総合して診断します。

精密検査実施医療機関で、2次検査から精密検査までを一連で行う場合もあります。

(1) 2次検査の実施

ア 対象

確認検査リファー児

イ 実施時期

2次検査は生後3か月頃までに行い、聴覚に障害のある児については、その後の精密検査を、遅くとも生後6か月頃までに行います。2次検査実施医療機関は精密検査実施医療機関と連携して、すみやかにリファー該当児を受診させてください。

なお、未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記に関わらず、医師が適切に判断をしてください。

ウ 2次検査方法

聴性脳幹反応検査（ABR）等を行います。

(2) 2次検査結果の保護者への説明

ア 聴覚障害がない場合

検査結果を正確に伝えてください。

また、今後の疾病等が原因で耳が聞こえにくくなることもあるので、保護者が継続

して「聞こえ」を見守ることが重要なことを伝えてください。

資料 2 乳児の聴覚発達チェックリスト…23 ページ

イ 要精密検査の場合

保護者の精神的負担に十分配慮し、検査結果をわかりやすく説明し、精密検査実施医療機関を紹介します。

資料 4 2次検査実施医療機関・精密検査実施医療機関一覧…31 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/seimitsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



ウ 市町村等の相談窓口の紹介

精密検査の受診を勧められた保護者は不安を抱えています。市町村では、新生児訪問や相談対応等を行っています。お住いの市町村の相談窓口を紹介してください。

また、早期カウンセリングに対応している療育機関や教育機関、医療機関もありますので、相談窓口を紹介してください。

資料 5 早期支援実施機関(医療機関・療育機関・教育機関)一覧…33ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/soukisien.html>

資料 6 市町村母子保健主管課一覧…47 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/sityouson.html>

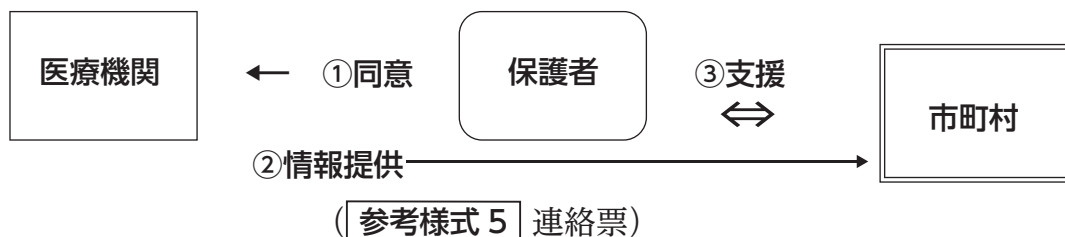
※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



エ 市町村への情報提供

精密検査該当児については、保護者同意の上で、市町村の母子保健主管課に情報提供(連絡)をお願いします。市町村では、医療機関から提供された情報をもとに、保健師が、保護者に寄り添い、保護者が安定した気持ちで育児に取り組めるよう支援します。

参考様式 5 市町村連絡票…20 ページ



(3) 精密検査の実施

ア 対象

2次検査の結果、精密検査該当児

イ 実施時期

聴覚障害のある児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいとされています。すみやかに精密検査を実施し、療育が必要な児については療育機関等に受診させてください。

ウ 精密検査方法

聴性脳幹反応検査（ABR）、聴性定常反応検査（ASSR）、聴性行動反応聴力検査（BOA）、条件詮索反応聴力検査（COR）等、年齢に応じた聴性行動反応を総合して診断します。

(4) 精密検査結果の保護者への説明

生後4～6か月までに、おおよその聴力レベルの診断を行い、保護者の精神的負担に配慮しながら、丁寧に説明します。

先天性の両側聴覚障害の場合は、生後6か月頃までには療育を受ける施設、方法などが定まっている（高度以上の聴覚障害では補聴器の装用を開始する）ことが望ましいとされます。

また、聴覚障害の程度によっては、人工内耳も選択肢となります。

軽度・中等度の聴覚障害の場合は、補聴器の装用は、条件詮索反応聴力検査（COR）が確実になる生後6か月以降になります。

片側聴覚障害の場合は、他側が聴力正常であれば、言語発達への影響はほとんどなく、言語習得が期待できるため、一般的な方法で子どもに接しながら、成長を注意深く見守る必要があることを説明します。

また、健側耳の聴力低下を防ぐため、定期的な受診と、聴覚障害を合併することがある「おたふくかぜ」の予防接種を勧めます。

(参考) 【聴覚障害の程度と聞こえ】

程 度	聞 こ え
軽 度	小声だと聞き取りづらい
中等度	普通の会話の聞き取りは困難
高 度	近くの大声や、補聴器を用いれば会話が聞き取れる
重 度	補聴器を用いても聞き取れない

(5) 聴覚障害児への対応

ア 児の治療、療育の検討

児の聴覚障害に応じて、補聴器の使用や選択、装用指導や人工内耳の適応の検討などを、内容をよく保護者に説明したうえで、保護者の意向を確認しながら進めます。

両側聴覚障害の場合は必ず、次の点を踏まえて、早期療育の必要性を説明してください。

- ・ 早期から適切な支援を受けることにより、良好な親子関係の確立や、言語の発達を促すことができ、聴覚障害による影響を最小限に抑えることが可能なこと。
- ・ 子どもへの支援により、聴覚に障害があるために発達しにくい面を、視覚や触覚などを活用して補い、心身の全体的な発達や個々の子どもの能力の育成を援助できること。
- ・ 保護者や家族に対して、聴覚障害に関する適切な情報が提供され、専門家への相談や家庭での接し方等の指導を受けることができ、同じような立場にある保護者等の対応などの知識やつながりが得られること。

イ 早期支援実施機関の紹介

保護者等と相談の上で、具体的な早期支援を行う機関を紹介してください。ろう学校等の教育、療育機関などについても情報提供した上で、保護者の意向を確認しながら決めてください。

片側聴覚障害の場合でも、保護者の不安が強い場合がありますので、相談機関の紹介をしてください。

資料5 早期支援実施機関(医療機関・療育機関・教育機関)一覧 …33ページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/soukisien.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



ウ 市町村等の相談窓口の紹介

お子さんに聴覚障害があると知った保護者は不安を抱えています。市町村では、新生児訪問や相談対応等を行っています。お住いの市町村の相談窓口を紹介してください。

資料6 市町村母子保健主管課一覧 …47 ページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/sityouson.html>

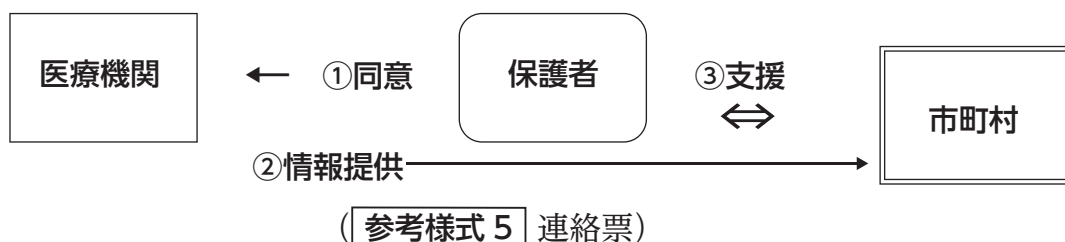
※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



エ 自治体(市町村)への情報提供

保護者等がすでに市町村に相談等をしている場合を除き、保護者同意の上で、市町村の母子保健主管課に情報提供(連絡)をお願いします。市町村では、医療機関から提供された情報をもとに、保健師が、保護者に寄り添い、保護者が安定した気持ちで育児に取り組めるよう支援します。

参考様式5 市町村連絡票 …20 ページ



【補装具費の支給制度等】

障害者総合支援法に基づき、障害の内容や程度により、一定の条件のもと補装具の購入、借受け、修理に要する費用の支給が受けられる場合があります。ただし、一定以上の所得がある方は、支給の対象になりません。

また、この支給対象とならない軽度・中程度難聴児の補聴器購入費用の助成制度もありますが、年齢や症状、所得などの要件があります。

お住いの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせしてください。

4 市町村の役割

(1) 新生児聴覚スクリーニング検査の啓発

保護者が新生児聴覚スクリーニング検査について正しく理解し、受検できるよう、検査の説明を受けられる機会を、何回か設けることが望まれます。市町村における母子健康手帳交付時、妊婦健診や母親・父親教室等の機会に、リーフレットなどにより、新生児聴覚スクリーニング検査の目的や検査方法、検査でリファーになった場合には支援を行うこと等について保護者等に説明を行います。

資料 1 検査案内（概要）…21 ページ

(2) 受診状況及び検査結果の確認や受診勧奨

新生児訪問等の際に、母子健康手帳を活用し、新生児聴覚スクリーニング検査の初回検査、確認検査、精密検査の受検状況の把握を行い、未受診の場合には保護者等に対し、外来での受診が可能な医療機関を紹介するなどして、検査の受診勧奨を行います。

さらに、各検査の結果を確実に確認し、要支援児とその保護者に対し、適切な指導援助を行います。

資料 3 新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧…25 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/st-sisetsu.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



(3) 児及び保護者への個別支援

要再検査・要精密検査と判定された場合、または、診断が確定した場合や療育等の支援を開始した場合などで、保護者の不安が強いと思われるときは、当該医療機関や療育機関等と連携を図りながら、訪問等により保護者の個別支援を行います。

資料 5 早期支援実施機関（医療機関・療育機関・教育機関）一覧…33ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/soukisien.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



(4) 公費負担の実施

新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(5) 乳幼児健康診査等における聴覚障害児の発見

新生児期以降において、徐々に発現する進行性聴覚障害や、中耳炎等に伴う聴覚障害は、新生児聴覚スクリーニング検査で発見できないため、乳幼児健康診査等の母子保健事業において聴覚障害の早期発見に努めます。

4 か月児健診等、各市町村が行っている健康診査において、可能な限り早期から聴覚について確認を行うことが必要です。

また、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して健康診査を実施し、聴覚等の障害を持った児の育児に関する指導を行い、健康の保持増進を図ります。

聴覚に関しては、日本耳鼻咽喉科学会が「難聴を見逃さないために—1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査について」という、手引きを作成しています。

日本耳鼻咽喉科学会ホームページ

http://www.jibika.or.jp/members/iinkaikara/hearing_loss.html

(6) 各種情報の提供

新生児聴覚スクリーニング検査に関する問い合わせ等に対し、適切な情報提供に努めます。

また、福祉等関係部署等と連携を図りながら、聴覚障害児に対する医療・福祉制度や保育所入所等の手続き等についても情報収集に努めます。

5 県の役割

県では、全ての新生児に対する聴覚検査の実施に向けて、検査の意義等についての普及啓発や分娩取扱施設での積極的な実施の促進、関係機関の連携体制づくり等に取り組みます。

(1) 普及啓発

新生児聴覚スクリーニング検査の必要性や重要性について、リーフレットや県ホームページにより周知します。

(2) 情報提供

県内で検査を行っている分娩取扱施設や未受検児の検査受入施設、早期療育を行う機関の情報を集約し、県ホームページで提供します。

また、日本耳鼻咽喉科学会等と連携し、2次検査実施医療機関や精密検査実施医療機関の情報を提供します。

(3) 人材育成

関係機関と連携して研修等を実施し、新生児やその保護者とのかかわる市町村保健師等の人材の育成を図ります。

(4) 関係機関の連携体制整備

行政機関、医療機関、教育機関、関係団体等により構成される協議の場を設置し、関係機関の連携を図るとともに、検査に関する体制整備を推進します。

また、関係機関の協議を踏まえた「新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」を作成し、検査の実施から精密検査や療育への流れや関係機関の連携を整理し、その円滑な実施を図ります。

(5) 療育の実施

聴覚障害のある児と保護者が必要な支援を受けることができるよう、医療機関、福祉施設、教育機関等と連携し、適切な療育を提供します。

IV 医療機関・療育機関・教育機関における早期支援

聴覚障害があると診断された児は、早期から適切な支援を受けることで、障害による影響を最小限に抑えることが可能になります。

神奈川県内の早期支援を行う機関として、病院の言語療法部門、療育機関、ろう学校の乳幼児相談や幼稚部などの教育機関など（以下、早期支援実施機関）があります。

早期支援実施機関では、聴覚障害児及びその保護者の相談に応じるとともに、適切な指導または助言を行います。機関により、主に使用するコミュニケーションの方法、指導の形態や内容、頻度などが異なりますので、実際に見学し、担当者の説明を聞いた上で、子どもに合うと思われる機関を保護者が選択します。

資料5 早期支援実施機関（医療機関・療育機関・教育機関）一覧 …33 ページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/soukisien.html>

※最新の情報は、県ホームページでご確認ください。



(1) 早期支援の目的

子どもに聴覚障害があるとわかった保護者は、不安や戸惑いを抱えています。保護者が子どもの障害を受け止め、安心して育児に取り組めるよう、専門的な支援が必要です。

保護者の気持ちに寄り添い支援することが、保護者の精神的安定につながり、親子のより良いコミュニケーションを作っていきます。親子のコミュニケーションは、その後のことばの獲得に大きく影響するため、少しでも早い時期から、親子が支援を受けることが大切です。

(2) 早期支援の方法

乳幼児期は言語獲得の大切な時期で、ことばを使用しないコミュニケーション（前言語コミュニケーション）から、ことばを使用するコミュニケーション（言語コミュニケーション）への移行期でもあります。

この大切な時期に、ことばを獲得するための専門的指導を受けることは、子どもの適切な発達や将来の自立に影響します。

乳幼児期の段階では、「聴覚」「視覚」のみという単感覚ではなく、身振り、表情、手話、音声など様々な方法を用います。どの方法も、早期からの支援が重要です。

早期支援にあたる専門家として、ろう学校教員、言語聴覚士が中心となり、指導します。医療機関や市町村などと連携しながら支援を行います。

(3) コミュニケーションの方法

主なコミュニケーションの方法は、聴力や家庭環境によっても異なりますが、一般には以下のようなものがあります。実際には、これらを組み合わせて用います。

- ① 聴覚口話（補聴器や人工内耳により保有聴力を活用し、必要に応じて相手の口の形や動きを見て話す内容を理解する方法）
- ② 手話（手の形・動き・位置などによって意味を伝える言語。非手指動作と呼ばれる顔の表情やあごの動きなどが文法的機能を持つ。）

- ③ キュードスピーチ（話すときの唇の動きに手の動きを組み合わせ、唇の動きでは同じように見える単語を視覚的に識別する方法）
- ④ 指文字（50音と数字を1字ずつに対応した手の形を用いて表現する方法。固有名詞等に使用する。）

(4) 保護者への支援

聴覚障害児の保護者は多くが健聴者であり、聴覚障害児や聴覚障害者と接した経験がほとんどない場合が多く、児の養育に困惑することがあります。聴覚障害児を持つ保護者の困惑に対応するために、家族支援、聴覚障害に対する情報提供、保護者の気持ちの受け止め等を支援していく必要があります。

また、同じ聴覚障害児及び聴覚障害児の保護者等と交流することは、社会的関係を形成する上で重要であるほか、ピアカウンセラーとして保護者を支援することができます。

V 参考様式一覧

参考様式 1	新生児聴覚スクリーニング検査説明書兼同意書 …………… 16 (分娩取扱施設→保護者)
参考様式 2	新生児聴覚スクリーニング検査結果 <パス結果説明> …………… 17 (分娩取扱施設→保護者)
参考様式 3	新生児聴覚スクリーニング検査結果 <リファーマ結果説明> …………… 18 (分娩取扱施設→保護者)
参考様式 4	紹介状 …………… 19 (分娩取扱施設→2次検査(精密検査)実施医療機関)
参考様式 5	市町村連絡票 …………… 20 (分娩取扱施設/2次検査実施医療機関/精密検査実施医療機関→市町村)

VI 資料一覧

資料 1	検査案内(概要) …………… 21 (分娩取扱施設/市町村→保護者)
資料 2	乳児の聴覚発達チェックリスト …………… 23 (分娩取扱施設/医療機関→保護者)
資料 3	新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧 …………… 25
資料 4	2次検査実施医療機関・精密検査実施医療機関一覧 …………… 31
資料 5	早期支援実施機関(医療機関・療育機関・教育機関)一覧 …………… 33
資料 6	市町村母子保健主管課一覧 …………… 47

参考様式等は、分娩取扱施設や市町村等で必要に応じて、修正や追記をして活用してください。
データは、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f888/st-index.html>

V 参考様式

参考様式 1 (分娩取扱施設(新生児聴覚スクリーニング検査実施)→保護者)
※市町村による公費負担制度がある場合は、適宜、追記して下さい。

新生児聴覚スクリーニング検査説明書兼同意書

母の氏名 _____ 母の生年月日 _____ 年 月 日

新生児氏名(決まっている場合) _____

耳の聞こえは、通常の診察ではわかりにくいものですが、1,000人に1人から2人の赤ちゃんに、生まれた時からの「耳の聞こえにくさ」があるとされています。

新生児聴覚スクリーニング検査は、出産後の入院中に、赤ちゃんが眠っている間に行う検査で、赤ちゃんの耳の聞こえを確認できます。また、安全で痛みも副作用もありません。

以下のことを確認していただいたうえで、お子さんが検査を受けることをお勧めします。検査にあたっては、下記の同意欄に署名をお願いします。

- 結果は検査機器が判定し、「パス(聞こえの反応あり)」あるいは「リファー(聞こえの反応が確認できないため要再検査)」として、結果が出ます。
- 1回目の検査でパスになった場合は、検査終了です。「リファー(要再検査)」となった場合は、2回目の確認検査を受ける必要があります
- スクリーニング検査は、精密検査の必要性を調べるための検査ですので、2回目の検査も「リファー」となった場合でも、耳の聞こえに異常があると判定できるものではありません。その場合は、より詳しい検査が行える医療機関をご紹介します。
- 検査の費用は、 _____ 円です。

問合せ先：医療機関名	担当部署	電話番号
------------	------	------

子どもが新生児聴覚スクリーニング検査を受けることを

【 希望します 希望しません 】 いずれかに○をつけてください。

希望しない理由 (_____)

《検査を希望する場合》

スクリーニング結果がリファーの場合、自治体に連絡することに

【 同意します 同意しません 】 いずれかに○をつけてください。

記入年月日 _____ 年 月 日

保護者名 _____ お子さんとの続柄 _____

住所 〒 _____ 電話番号 _____

参考様式2 <パス結果説明> (分娩取扱施設→保護者)

新生児聴覚スクリーニング検査結果

保護者名 _____ 様 新生児氏名 _____

今回の検査（ 年 月 日実施）では、聞こえ異常は認められませんでした。（結果は、「パス」です。）

なお、これから中耳炎などの感染症にかかった場合や、先天性の原因でも後から耳の聞こえに異常がでてくることもあります。今回の検査ではそういったものを発見することはできません。

これから成長するにつれて、お子さんの実際の音への反応もわかりやすくなりますので、別紙の「お子さんの聞こえに注意しましょう」などを参考に見守っていきましょう。

今後、お子さんの聞こえや発達のことなどで心配なことがありましたら、かかりつけの小児科や耳鼻咽喉科、または市町村が行う乳幼児健康診査などで相談してください。

問合せ先：医療機関名	担当部署	電話番号
------------	------	------

参考様式3 <リファー結果説明> (分娩取扱施設→保護者)

新生児聴覚スクリーニング検査結果

保護者名 _____ 様 新生児氏名 _____

今回の検査（ 年 月 日・ 年 月 日実施）では、お子さんの（右・左・両）耳について、検査の音に対する反応が確認できませんでした。（結果は、「リファー（要再検査）」です。）

なお、今回の検査結果は、お子さんがささやき声程度の強さの音に反応しなかったと判定したもので、耳に異常があるとすぐに判断できるものではありませんが、詳しい検査を受けることをお勧めします。

生まれつき耳の聞こえに異常がある赤ちゃんは1,000人に1人か2人ですが、スクリーニング検査では、検査の時の赤ちゃんの状態などの影響で、1,000人に4人か5人がリファー結果に判定されると言われています。詳しい検査が受けられる医療機関への紹介について、当院がご相談に応じますので、必ず受診してください。

また、詳しい検査を受けるまで、お子さんの聞こえや発達、接し方などに心配なことがありましたら、市町村では子育ての相談を行っています。希望があれば、連絡先をご案内します。

問合せ先：医療機関名

担当部署

電話番号

参考様式 4 (分娩取扱施設→2次検査(精密検査)実施医療機関)

紹 介 状

年 月 日

新生児聴覚検査スクリーニング検査後の
2次検査(精密検査)実施医療機関

_____病院担当医様

(新生児聴覚スクリーニング検査実施機関名)
医療機関名_____

担当医氏名_____

電話番号_____

下記のお子様の新生児聴覚スクリーニング検査を行いました。
引き続き2次検査(精密検査)をお願いします。

ふりがな					
氏名	男・女	生年月日	年	月	日
住所					

出生時所見	在胎週数 週 ・ 出生時体重 g			
特記事項	なし ・ あり ()			
スクリーニング 結果	使用機器	右耳	左耳	検査日
	自動ABR	パス・リファー	パス・リファー	年 月 日
	OAE	パス・リファー	パス・リファー	年 月 日
検査機関の予約	なし ・ あり (年 月 日)			
備考				

※ 2次検査(精密検査)実施医療機関には、できるだけ生後3か月頃までに受診できるようにお願いします。

参考様式5

(分娩取扱施設／2次検査実施医療機関／精密検査実施医療機関→市町村)

市町村連絡票

年 月 日

_____市町村 母子保健主管課御中

(検査実施機関名)

機関名 _____

担当医(者)名 _____

電話番号 _____

下記のお子様の新生児聴覚スクリーニング検査（聴覚精密検査）を行いました。
相談対応等の支援のため連絡します。

なお、連絡にあたっては、保護者の同意を得ています。

ふりがな				
氏名	男・女	生年月日	年	月 日
住所		電話番号 ()		
出生時所見	在胎週数	週	出生時体重	g
スクリーニング 結果	使用機器	右耳	左耳	検査日
	自動ABR	パス・リファー	パス・リファー	年 月 日
	OAE	パス・リファー	パス・リファー	年 月 日
※精密検査 結果	<聴覚障害の状況>			
	(右) db		・ (左) db	
	<合併症の有無>			
なし ・ あり ()				
期待する支援 特記事項等	<療育機関の紹介>			
	なし ・ あり ()			

※欄は聴覚精密検査を行った場合のみ記載してください。

診察情報提供書により情報の提供を行う場合は、この様式を参考にして、必要な項目を診察情報提供書の様式に追加する、あるいは診察情報提供書の続紙として添付してください。

赤ちゃんの お耳の聞こえを 確かめましょう!!

赤ちゃんのすこやかな成長は皆さんの望みです。
赤ちゃんの1,000人のうち1~2人は、
生まれつき耳の聞こえにくさがあるとされています。
新生児聴覚スクリーニング検査を受けて、
お耳の聞こえを確かめましょう!

赤ちゃんのことは、家族との生活の中で一緒に喜んだり楽しんだり
することにより、育っていくものです。

お耳の「聞こえ」は、ことばや心の発達に大切な役割を持っています。

どうして検査を行うのですか?

耳の聞こえは、外見ではわかりにくいものです。お子さんの耳が聞こえにくいことに気づかずにいると、ことばの発達が遅れたり、コミュニケーションがとりにくくなる場合があります。

検査で早めに発見することにより、専門の施設などで適切な支援を受け、心身のすこやかな発達が望めます。

生後1か月以内までに検査を受けることが大切です。



どこで受けられますか?

出産した医療機関などで、退院までの間に検査を受けます。検査の実施について、主治医や医療機関の窓口で確認しましょう。

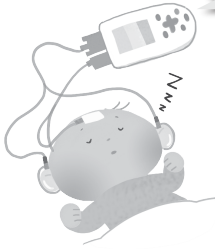
出産を予定している施設が検査を行っていない場合は、退院後に、他の医療機関で検査のみ受けることになります。

主治医などに相談してみましょう

費用の補助

市町村によっては、検査費用の一部を助成をしています。
助成の有無についてはお住まいの市町村の母子健康手帳の交付窓口等で確認してください。

どんな検査ですか？



赤ちゃんが眠っている間に、小さな音を聞かせ、反応を検査機器で確かめます。検査は数分から10分以内で終わります。

自動ABR(自動聴性脳幹反応)と、OAE(耳音響放射)の2種類の検査機器があります。

どちらも痛みや赤ちゃんの体への影響のない安全な検査です。

検査結果の見方

パス あるいは **リファー** の結果がでます。

(要再検)

パス

聞こえの反応があったということです。

.....

今回の検査では反応が確認できなかったため、詳しい検査が必要となります。耳が聞こえていないと判断されたのではありません。

リファー

お子さんの体調のよい時に、耳鼻科の専門医療機関や聴覚精密検査を行う医療機関を受診しましょう。



耳の聞こえは、中耳炎などによって、後から悪くなる場合もあります。子どもの育ちは、一人ひとり違いますが、「眠っていて、突然の音に目を覚ます(1か月頃)」、「テレビの音などに顔を向けることがある(3か月頃)」、「声をかけると振り向く(6か月頃)」など、成長するにつれて、実際の音への反応もわかりやすくなります。

お子さんの聞こえや、ことばの発達を見守っていきましょう。

気になることがある場合は、かかりつけの小児科や耳鼻咽喉科の医師やお住いの市町村の保健師等にご相談ください。



お子さんの聞こえに注意しましょう！

お子さんの聞こえの程度を知っておくことは、ことばの発達を知るためにとても重要です。このリストの各番号は、各月齢ごとにお子さんの聞こえとことばの発達を書き出しています。お子さんの発達は個人差のあるものですが、参考にして見守っていきましょう。

- 0 か月児
 - 突然の音にビクッとする (Moro 反射)
 - 突然の音に眼瞼がギュッと閉じる (眼瞼反射)
 - 眠っているときに突然大きな音がするとまぶたが開く
- 1 か月児
 - 突然の音にビクッとして手足を伸ばす
 - 眠っていて突然の音に眼を覚ますか、または泣き出す
 - 目が開いているときに急に大きな音がするとまぶたが閉じる
 - 泣いているとき、または動いているとき声をかけると、泣き止むかまたは動作を止める
 - 近くで声をかける (またはガラガラを鳴らす) とゆっくり顔を向けることがある
- 2 か月児
 - 眠っていて、急に鋭い音がすると、ピクッと手足を動かしたりまばたきをする
 - 眠っていて、子どものさわぐ声や、くしゃみ、時計の音、掃除機などの音に眼を覚ます
 - 話しかけると、「アー」とか「ウー」とか声をだして喜ぶ (またはニコニコする)
- 3 か月児
 - 眠っていて突然音がすると眼瞼をピクッとさせたり、指を動かすが、全身がピクッとなることはほとんどない
 - ラジオの音、テレビのスイッチの音、コマーシャルなどに顔 (または眼) を向けることがある
 - 怒った声や、やさしい声、歌、音楽などに不安そうな表情をしたり、喜んだり、または嫌がったりする
- 4 か月児
 - 日常のいろいろな音 (玩具、テレビの音、楽器音、戸の開閉など) に関心を示す
 - 名を呼ぶとゆっくりではあるが顔をむける
 - 人の声 (とくに聞きなれた声) に振り向く
 - 不意の音や聞きなれない音、めずらしい音にはっきりと顔をむける
- 5 か月児
 - 耳元に目覚まし時計を近づけるとコチコチという音に振り向く
 - 父母や人の声、録音された自分の声などよく聞き分ける
 - 突然の音や声に、びっくりしてしがみついたり、泣き出したりする
- 6 か月児
 - 話しかけたり、歌をうたってやると、じっと顔をみている
 - 声をかけると意図的にサッと振り向く
 - テレビやラジオの音に敏感に振り向く

- 7 か月児
- となりの部屋の物音や、外の動物の鳴き声などに振り向く
 - 話しかけたり歌をうたってやると、じっと口元を見つめ、ときに声を出して答える
 - テレビのコマーシャルや、番組のテーマ音楽の変わり目にパッと向く
 - 叱った声（「メッ!」「コラッ!」など）や近くで鳴る突然の音に驚く（または泣き出す）
 - 動物の鳴き声をまねるとキャッキョウって喜ぶ
 - 機嫌よく声を出しているとき、まねてやると、またそれをまねて声を出す
 - 「ダメッ!」「コラッ!」などという、手を引っ込めたり、泣き出す
 - 耳元に小さな音（時計のコチコチなど）を近づけると振り向く
- 9 か月児
- 外のいろいろな音（車の音、雨の音、飛行機の音など）に関心を示す（音のほうにはっていく、または見まわす）
 - 「オイデ」「バイバイ」などの人のことば（身振りを入れずにことばだけで命じて）に応じて行動する
 - となりの部屋で物音をたてたり、遠くから名を呼ぶとはってくる
 - 音楽や、歌をうたってやると、手足を動かして喜ぶ
 - ちょっとした物音や、ちょっとでも変わった音がするとハッと向く
- 10 か月児
- 「ママ」、「マンマ」または「ネンネ」など、人のことばをまねていう
 - 気づかれぬようにして、そっと近づいて、ささやき声で名前を呼ぶと振り向く
- 11 か月児
- 音楽のリズムにあわせて身体を動かす
 - 「…チョウダイ」というと、そのものを手渡す
 - 「…ドコ?」ときくと、そちらを見る
 - となりの部屋で物音がすると、不思議がって、耳を傾けたり、あるいは合図して教える
- 12 か月児～15 か月児
- 簡単なことばによるいいつけや、要求に応じて行動する
 - 目、耳、口、その他の身体部位をたずねると、指を指す

参考：「新生児聴覚スクリーニングマニュアル」
 （厚生労働省科学研究子ども家庭総合研究事業）

資料3

新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧

※他院出生児の受入れについては、事前に各施設に詳細をご確認ください。

医療圏	医療機関	〒	所在地	電話番号	他院出生児の受入
横浜	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会 横浜市東部病院	230-0012	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1	045-576-3000	—
	医療法人皓慈会 浅川産婦人科医院	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町 22-16	045-581-3551	—
	おおいウィメンズクリニック	230-0076	横浜市鶴見区馬場 7-16-14	045-573-3111	—
	熊切産婦人科	230-0062	横浜市鶴見区豊岡町 10-2	045-571-0211	—
	一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	220-8521	横浜市西区みなとみらい 3-7-3	045-221-8181	—
	医療法人回生会 ふれあい横浜ホスピタル	231-0031	横浜市中区万代町 2-3-3	045-681-5101	可能
	横浜市立みなと赤十字病院	231-8682	横浜市中区新山下 3-12-1	045-628-6100	—
	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	232-8555	横浜市南区六ッ川 2-138-4	045-711-2351	可能
	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	232-0024	横浜市南区浦舟町4-57	045-261-5656	可能
	東條ウィメンズホスピタル	233-0013	横浜市港南区丸山台 2-34-7	045-843-1121	—
	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会 横浜市南部病院	234-0054	横浜市港南区港南台 3-2-10	045-832-1111	—
	横浜市立市民病院	240-8555	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56	045-331-1961	—
	磯産婦人科医院	240-0065	横浜市保土ヶ谷区和田 1-19-3	045-331-1111	—
	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	241-0811	横浜市旭区矢指町 1197-1	045-366-1111	—
	康心会汐見台病院	235-0022	横浜市磯子区汐見台 1-6-5	045-761-3581	可能 ※条件あり
	サンマタニティクリニック	235-0045	横浜市磯子区洋光台 6-1-10	045-833-3011	—
	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9	045-787-2800	—
	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	236-0037	横浜市金沢区六浦東 1-21-1	045-782-2101	—
	新横浜母と子の病院	222-0035	横浜市港北区鳥山町650	045-472-2911	可能
	独立行政法人労働者健康安全 機構 横浜労災病院	222-0036	横浜市港北区小机町3211	045-474-8111	—

<令和元年11月時点 県健康増進課調査回答による>

医療圏	医療機関	〒	所在地	電話番号	他院出生児の受入
横浜	マザーズ高田産医院	223-0066	横浜市港北区高田西 2-5-27	045-595-4103	—
	医療法人社団善方会 よしかた産婦人科	222-0036	横浜市港北区小机町2430	045-472-8688	—
	横浜きりがおか マタニティクリニック	226-0016	横浜市緑区霧が丘 3-16-1	045-465-4701	可能 ※条件あり
	昭和大学藤が丘病院	227-8501	横浜市青葉区藤が丘1-30	045-971-1151	—
	医療法人社団緑成会 横浜総合病院	225-0025	横浜市青葉区鉄町 2201-5	045-902-0001	可能
	医療法人京信会 辻井産婦人科医院	225-0002	横浜市青葉区美しが丘 3-5-2	045-901-7500	可能
	医療法人うふ ワキタ産婦人科	227-0043	横浜市青葉区藤が丘 2-6-1	045-973-7081	可能
	昭和大学横浜市北部病院	224-8503	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1	045-949-7000	—
	医療法人緑椿会 おとめクリニック	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 6-19	045-943-1103	可能
	医療法人社団 仲町台レディースクリニック	224-0041	横浜市都筑区仲町台 3-7-21	045-943-1803	可能 ※条件あり
	レディースクリニック フォレストヴェルデ	224-0003	横浜市都筑区中川中央 2-5-11	045-590-5101	—
	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	245-8575	横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	—
	あおのウィメンズクリニック	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町 3970-4	045-862-4103	—
	医療法人 小川クリニック	244-0813	横浜市戸塚区舞岡町29	045-822-6650	可能
	医療法人社団マリア会 聖マリアクリニック本院	244-0801	横浜市戸塚区品濃町 509-3	045-820-6303	—
	国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院	247-8581	横浜市栄区桂町132	045-891-2171	—
	国際親善総合病院	245-0006	横浜市泉区西が岡 1-28-1	045-813-0221	可能
医療法人産育会 堀病院	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町 292	045-391-2561	—	
川崎北	総合高津中央病院	213-0001	川崎市高津区溝口1-16-7	044-822-6121	—
	聖マリアンナ医科大学病院	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111	可能
	鷺沼産婦人科医院	216-0004	川崎市宮前区鷺沼 3-5-17	044-853-1103	—
	川崎市立多摩病院	214-8525	川崎市多摩区宿河原 1-30-37	044-933-8111	—
	医療法人社団幸真会 鈴木産婦人科	214-0014	川崎市多摩区登戸3355	044-911-5000	—
	医療法人社団三成会 新百合ヶ丘総合病院	215-0026	川崎市麻生区古沢字都古 255	044-322-9991	可能 ※条件あり
	芥川バースクリニック	215-0021	川崎市麻生区上麻生 5-47-1	044-989-3300	—

<令和元年11月時点 県健康増進課調査回答による>

医療圏	医療機関	〒	所在地	電話番号	他院出生児の受入
川崎南	医療法人愛仁会 太田総合病院	210-0024	川崎市川崎区日進町 1-50	044-244-0131	可能
	総合川崎臨港病院	210-0806	川崎市川崎区中島 3-13-1	044-233-9336	—
	独立行政法人労働者健康安全 機構 関東労災病院	211-8510	川崎市中原区木月住吉町 1-1	044-411-3131	可能
	日本医科大学武蔵小杉病院	211-8533	川崎市中原区小杉町1-396	044-733-5181	—
	北村医院	211-0025	川崎市中原区木月 2-14-6	044-411-3824	—
	医療法人はぐくみ はぐくみ母子クリニック	211-0041	川崎市中原区下小田中 3-33-5	044-752-8993	—
相模原	神奈川県厚生農業協同組合 連合会 相模原協同病院	252-5188	相模原市緑区橋本2-8-18	042-772-4291	可能
	にしさこ レディースクリニック	252-0103	相模原市緑区原宿南 2-39-7	042-782-4135	—
	独立行政法人地域医療機能 推進機構 相模野病院	252-0206	相模原市中央区淵野辺 1-2-30	042-752-2025	—
	総合相模更生病院	252-5225	相模原市中央区小山3429	042-752-1808	—
	医療法人社団相和会 淵野辺総合病院	252-0206	相模原市中央区淵野辺 3-2-8	042-754-2222	—
	けい産婦人科クリニック	252-0244	相模原市中央区田名 1744-1	042-764-3541	—
	てるて産科クリニック	252-0241	相模原市中央区横山台 1-4-1	042-704-3730	—
	北里大学病院	252-0375	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-8111	—
	独立行政法人国立病院機構 相模原病院	252-0392	相模原市南区桜台18-1	042-742-8311	—
	慈誠会病院	252-0303	相模原市南区相模大野 6-19-26	042-742-3636	—
横須賀・三浦	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	238-8558	横須賀市米が浜通1-16	046-822-2710	—
	横須賀市立うわまち病院	238-8567	横須賀市上町2-36	046-823-2630	可能
	横須賀市立市民病院	240-0195	横須賀市長坂1-3-2	046-856-3136	可能 ※条件あり
	後藤産婦人科医院	238-0017	横須賀市上町3-12	046-823-2030	—
	医療法人雅 横須賀 マタニティクリニック	238-0025	横須賀市衣笠町3-1	046-853-8814	—
	医療法人沖繩徳洲会 湘南鎌倉総合病院	247-8533	鎌倉市岡本1370-1	0467-46-1717	可能
	医療法人沖繩徳洲会 湘南鎌倉バースクリニック	247-0066	鎌倉市山崎1090-5	0467-45-4103	可能 ※条件あり
	鎌倉市医師会立産科診療所 ティアラかまくら	248-0006	鎌倉市小町1-9-10	0467-61-0311	可能

＜令和元年11月時点 県健康増進課調査回答による＞

医療圏	医療機関	〒	所在地	電話番号	他院出生児の受入
横須賀・三浦	医療法人社団守巧会 矢内原医院	247-0056	鎌倉市大船2-17-18	0467-44-1188	—
	医療法人社団桜山会 丸山産婦人科	249-0005	逗子市桜山1-8-5	046-873-8103	可能
湘南東部	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	251-0041	藤沢市辻堂神台1-5-1	0466-35-1177	—
	藤沢市民病院	251-8550	藤沢市藤沢2-6-1	0466-25-3111	—
	医療法人社団芳晴会 愛児レディースクリニック	252-0816	藤沢市遠藤2957-1	0466-89-0055	—
	湘南鵠沼産婦人科	251-0031	藤沢市鵠沼藤が谷 1-7-10	0466-55-0070	—
	宮川医院	251-0028	藤沢市本鵠沼2-9-25	0466-22-5915	可能
	メディカルパーク湘南	252-0804	藤沢市湘南台1-24-7	0466-41-0331	—
	医療法人社団湘洋会 産婦人科吉田クリニック	251-0861	藤沢市大庭5061-4	0466-88-1103	—
	茅ヶ崎市立病院	253-0042	茅ヶ崎市本村5-15-1	0467-52-1111	可能
	医療法人徳洲会 茅ヶ崎徳洲会病院	253-0052	茅ヶ崎市幸町14-1	0467-58-1311	可能
	医療法人 下田産婦人科医院	253-0052	茅ヶ崎市幸町19-8	0467-82-6781	可能 ※条件あり
	茅ヶ崎産婦人科医院	253-0061	茅ヶ崎市南湖2-15-36	0467-83-3413	—
	医療法人愛生会 みうらレディースクリニック	253-0054	茅ヶ崎市東海岸南 4-11-41	0467-59-4103	—
木島医院	253-0111	高座郡寒川町一之宮 1-24-39	0467-75-0005	可能 ※条件あり	
湘南西部	平塚市民病院	254-0065	平塚市南原1-19-1	0463-32-0015	—
	医療法人 小清水産婦人科クリニック	254-0902	平塚市徳延683-1	0463-35-0310	—
	ひまわりレディース& マタニティクリニック	254-0014	平塚市四之宮2-11-30	0463-23-1103	—
	医療法人社団慶水会 前田産婦人科	254-0812	平塚市松風町13-37	0463-27-2322	可能 ※条件あり
	JA 神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	259-1187	伊勢原市田中345	0463-94-2111	可能
	東海大学医学部附属病院	259-1193	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121	—
	おおたレディースクリニック	259-1131	伊勢原市伊勢原2-2-12	0463-93-0383	—
	医療法人ファインバース やはたウィメンズクリニック	259-1133	伊勢原市東大竹1539-1	0463-98-1103	可能
県央	厚木市立病院	243-8588	厚木市水引1-16-36	046-221-1570	可能 ※条件あり
	厚木産婦人科	243-0018	厚木市中町3-9-3	046-221-5166	—

<令和元年11月時点 県健康増進課調査回答による>

医療圏	医療機関	〒	所在地	電話番号	他院出生児の受入
県 央	医療法人社団慈愛会 塩塚産婦人科	243-0014	厚木市旭町2-12-15	046-228-0115	—
	並木産婦人科クリニック	243-0815	厚木市妻田西2-17-12	046-223-1103	—
	医療法人愛育会 愛育病院	242-0006	大和市南林間2-14-13	046-274-0077	—
	大和市立病院	242-8602	大和市深見西8-3-6	046-260-0111	—
	会沢産婦人科医院	242-0007	大和市中心林間9-7-22	046-275-6161	—
	社会医療法人ジャパンメディ カルアライアンス 海老名総合病院	243-0433	海老名市河原口1320	046-233-1311	可能 ※条件あり
	代田産婦人科	252-0011	座間市相武台1-20-21	046-253-3511	—
	医療法人社団柏綾会 綾瀬厚生病院	252-1107	綾瀬市深谷中1-4-16	0467-71-5885	—
県 西	小田原市立病院	250-8558	小田原市久野46	0465-34-3175	可能
	医療法人社団三暉会 永井病院	250-0874	小田原市鴨宮219-5	0465-45-1131	—
	小田原レディースクリニック	250-0045	小田原市城山2-1-5	0465-35-1103	可能
	古橋産婦人科	250-0013	小田原市南町2-1-43	0465-22-2716	可能
	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立足柄上病院	258-0003	足柄上郡松田町松田惣領 866-1	0465-83-0351	可能 ※条件あり

<令和元年11月時点 県健康増進課調査回答による>

新生児聴覚スクリーニング検査実施分娩取扱施設一覧（助産所）

施設	〒	所在地	電話番号
神奈川県助産師会立 とわ助産院	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央1-10-20	045-834-7556
めぐみ助産院	230-0015	横浜市鶴見区寺谷2-15-18	045-571-8503
山本助産院	236-0031	横浜市金沢区六浦2-14-12	045-788-6601
森重助産院	210-0837	川崎市川崎区渡田4-3-12	044-344-0551
ウパウパハウス岡本助産院	211-0041	川崎市中原区下小田中1-6-11	044-740-0621
さくらバース	211-0064	川崎市中原区今井南町30-9	044-739-3158
いなだ助産院	214-0003	川崎市多摩区菅稲田堤3-4-1	044-945-5560
かもめ助産院	238-0046	横須賀市西逸見町2-80	046-825-0588

<令和元年 11 月時点 県健康増進課調査回答による>

資料4

2次検査実施医療機関・精密検査実施医療機関一覧

1. 2次検査実施医療機関

令和2年4月現在

医療機関	〒	所在地	電話番号
一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	220-8521	横浜市西区みなとみらい3-7-3	045-221-8181
横浜市立みなと赤十字病院	231-8682	横浜市中区新山下3-12-1	045-628-6100
国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	236-0037	横浜市金沢区六浦東1-21-1	045-782-2101
独立行政法人労働者健康安全 機構 横浜労災病院	222-0036	横浜市港北区小机町3211	045-474-8111
医療法人社団緑成会 横浜総合病院	225-0025	横浜市青葉区鉄町2201-5	045-902-0001
独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	245-8575	横浜市戸塚区原宿3-60-2	045-851-2621
国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院	247-8581	横浜市栄区桂町132	045-891-2171
聖マリアンナ医科大学病院	216-8511	川崎市宮前区菅生2-16-1	044-977-8111
神奈川県厚生農業協同組合連 合会 相模原協同病院	252-5188	相模原市緑区橋本2-8-18	042-772-4291
医療法人社団 かんの耳鼻咽喉科クリニック	252-0233	相模原市中央区鹿沼台2-21-12	042-753-1873
国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	238-8558	横須賀市米が浜通1-16	046-822-2710
藤沢市民病院	251-8550	藤沢市藤沢2-6-1	0466-25-3111
医療法人社団康心会 茅ヶ崎中央病院	253-0041	茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3	0467-86-6530
国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	254-8502	平塚市追分9-11	0463-32-1950
厚木市立病院	243-8588	厚木市水引1-16-36	046-221-1570

2. 精密検査実施医療機関

医療機関	〒	所在地	電話番号
地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	232-8555	横浜市南区六ッ川2-138-4	045-711-2351
公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	232-0024	横浜市南区浦舟町4-57	045-261-5656
公立大学法人 横浜市立大学附属病院	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9	045-787-2800
独立行政法人労働者健康安全 機構 関東労災病院	211-8510	川崎市中原区木月住吉町1-1	044-411-3131
北里大学病院	252-0375	相模原市南区北里1-15-1	042-778-8111
東海大学医学部附属病院	259-1193	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121
小田原市立病院	250-8558	小田原市久野46	0465-34-3175

資料5

早期支援実施機関（医療機関・療育機関・教育機関）一覧

令和2年2月現在

No.	区分	施設	〒	所在地	電話番号	詳細ページ
1	医療機関	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	232-8555	横浜市南区六ッ川 2-138-4	045-711-2351	35
2		公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	232-0024	横浜市南区浦舟町4-57	045-261-5656	35
3		公立大学法人 横浜市立大学附属病院	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9	045-787-2800	36
4		北里大学病院	252-0375	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-8111	36
5		東海大学医学部附属病院	259-1193	伊勢原市下糟屋143	0463-93-1121	37
6		小田原市立病院	250-8558	小田原市久野46	0465-34-3175	37
7	療育機関等	神奈川県立総合療育相談センター	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-5700	38
8		神奈川県聴覚障害者福祉センター	251-8533	藤沢市藤沢933-2	0466-27-1911	38
9		横浜市総合リハビリテーションセンター	222-0035	横浜市港北区鳥山町1770	045-473-0666	39
10		横浜市東部地域療育センター	221-0044	横浜市神奈川区東神奈川 1-29	045-441-7711	39
11		横浜市西部地域療育センター	240-0035	横浜市保土ヶ谷区今井町 743-2	045-353-6933	40
12		横浜市南部地域療育センター	235-0033	横浜市磯子区杉田 5-32-20	045-774-3831	40
13		横浜市北部地域療育センター	224-0062	横浜市都筑区葛が谷16-3	045-942-3451	41
14		横浜市中部地域療育センター	232-0007	横浜市南区清水ヶ丘49	045-253-0358	41
15		横浜市戸塚地域療育センター	244-0805	横浜市戸塚区川上町4-4	045-825-1181	42
16		よこはま港南地域療育センター	234-0056	横浜市港南区野庭町631	045-882-1210	42
17		地域療育センターあおば	225-0022	横浜市青葉区黒須田34-1	045-978-5112	43
18		川崎市中央療育センター	211-0035	川崎市中原区井田3-16-1	044-754-4559	43

※各市の療育機関等は、市内在住の方が利用対象です。
詳細ページを参照の上、詳しくは各機関にご確認ください。

No.	区分	施設	〒	所在地	電話番号	詳細ページ
19	教育 機 関	神奈川県立平塚ろう学校	254-0074	平塚市大原2-1	0463-32-0913	44
20		神奈川県立相模原中央支援学校	252-0221	相模原市中央区高根1-5-36	042-768-8515	44
21		横浜市立ろう特別支援学校	240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1	045-335-0411	45
22		川崎市立聾学校	211-0053	川崎市中原区上小田中3-10-5	044-766-6500	45
23		横須賀市立ろう学校	238-0023	横須賀市森崎5-13-1	046-834-1172	46

※教育機関は、主な対象者の地域（市町村等）が決まっている場合があります。
 詳細ページを参照の上、詳しくは各機関にご確認ください。

早期支援実施 医療機関

No.	1	2
名称	地方独立行政法人 神奈川県立病院機構 神奈川県立こども医療センター	公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター
所在地	〒232-8555 横浜市南区六ツ川2-138-4	〒232-0024 横浜市南区浦舟町4-57
電話	045-711-2351	045-261-5656
ファクシミリ	045-721-3324	045-231-1846
担当部署		耳鼻咽喉科外来
ホームページ	http://kcmc.kanagawa-pho.jp/	https://www.yokohama-cu.ac.jp/urahp/
対象年齢	0歳～18歳まで	0歳～成人まで
相談受付	平日（月～金）8時30分～17時15分 当院耳鼻科医師による診察が必要 医療機関からの紹介状必要	平日（月～金）9時～12時 （受付10時30分まで） 当院耳鼻科医師による診察が必要 医療機関からの紹介状必要
療育指導内容	①個別指導 保護者支援 遊戯聴力検査等による聴力検査、聴力管理、補聴器フィッティング、言語発達、構音の評価、指導。 ②グループ指導 実施なし	①個別指導 聴力精査中の聴能言語療育相談 人工内耳術前のリハビリテーション・説明 人工内耳術後のマッピングと聴能言語訓練 ②グループ指導 実施なし
聴力検査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施なし
備考	就学後は、原則、通級指導教室へ移行し、必要に応じて聴覚管理、補聴器フィッティングのみ対応。	言語聴覚療法は 月曜日～金曜日 13時～17時 月曜日・木曜日 9時～12時

No.	3	4
名 称	公立大学法人横浜市立大学附属病院	北里大学病院
所 在 地	〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9	〒252-0375 相模原市南区北里1-15-1
電 話	045-787-2800	042-778-8111
ファクシミリ	045-787-2931	042-778-9371
担 当 部 署		耳鼻咽喉科・頭頸部外科
ホームページ	https://www.yokohama-cu.ac.jp/fukuhp/	https://www.kitasato-u.ac.jp/khp/
対 象 年 齢	0歳～18歳まで	0歳～就学前まで
相 談 受 付	平日（月～金） 8時30分～10時30分（原則） 病院初診外来受診と同様 医療機関からの紹介状必要	平日（月～金）8時20分～11時 事前に問い合わせの上、受診 医療機関からの紹介状必要
療 育 指 導 内 容	①個別指導 補聴器・人工内耳を用いた適合装着 訓練及び聴能・言語訓練、構音訓練。 ②グループ指導 実施なし	①個別指導 精密検査で難聴があると診断された お子さんとご家族に、補聴器のフィッ ティングを含めて、日常での関わり方 を中心とした指導を行う。 年齢、発達にあわせた言語指導を、 地域の保育園や幼稚園に通っているお 子さんを主な対象に実施。 人工内耳手術を受けた児のマッピン グや指導を行う。 ②グループ指導 実施なし
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補 聴 の 適 合	実施あり	実施あり
備 考		

早期支援実施 医療機関

No.	5	6
名 称	東海大学医学部付属病院	小田原市立病院
所 在 地	〒259-1193 伊勢原市下糟屋143	〒250-8558 小田原市久野46
電 話	0463-93-1121	0465-34-3175
ファクシミリ	0463-93-1125 (医療連携室)	0465-34-3179
担 当 部 署	医療連携室 (外来予約)	耳鼻咽喉科
ホームページ	http://www.fuzoku-hosp.tokai.ac.jp/	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/hospital/
対 象 年 齢	0歳～9歳まで	0歳～18歳まで
相 談 受 付	耳鼻咽喉科外来を受診後、必要に応じて 専門外来の予約を取得 医療機関からの紹介状必要	予約制にて受付 医療機関からの紹介状必要
療 育 指 導 内 容	①個別指導 言語訓練と構音訓練及び両親へのより良い言語発達を促す為の指導。 ②グループ指導 実施なし	①個別指導 補聴器の適合 療育及びその後の教育相談 ②グループ指導 原則実施なし ただし、保護者の了解のもとに希望があれば、施行することもある。 ③その他 療育施設、社会福祉施設との交流、連携。 就学時に教育委員会との連携を取り、難聴教育の必要性に関する情報提供を行っている。
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施あり
備 考		

早期支援実施 療育機関等

No.	7	8
名 称	神奈川県立総合療育相談センター	神奈川県聴覚障害者福祉センター
所 在 地	〒252-0813 藤沢市亀井野3119	〒251-8533 藤沢市藤沢933-2
電 話	0466-84-5700	0466-27-1911
ファクシミリ	0466-84-2970	0466-27-1225
担 当 部 署	機能訓練科	施設事業課
ホームページ		http://www.kanagawa-wad.jp/
対 象 年 齢	0歳～18歳まで	0歳～就学前
相 談 受 付	平日（月～金）（祝日・年末年始休み） 9～17時 電話で外来受付にて診察を予約	火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日 9時～17時 （月曜日・祝日・年末年始は休み） 電話、ファクシミリ、メール、来所等 相談用メールアドレス soudan@kanagawa-wad.jp
療 育 指 導 容 内	①個別指導 肢体不自由等の他障害との重複の場合に限って、言語聴覚士が対応することがある。 難聴に対するリハビリテーション訓練は行っていない。 ②グループ指導 実施なし	①個別指導 原則実施なし ②グループ指導 原則、週1回のグループ指導。1年を3学期に分けて実施。 生活の中での親子の関わり、コミュニケーション、子育て等についての支援。 家庭・保育所等の訪問指導、学習会・懇談会等の情報提供、情報交換等実施。 ③その他 新生児聴力検査でリファアとなった子の保護者等への訪問相談等実施。
聴 力 検 査	実施あり ABR、AABR等の脳波聴覚検査は行っていない。標準聴力検査、BOA、COR、遊戯聴力検査は可能。	実施あり 標準聴力検査、BOA、COR、遊戯聴力検査
補聴器の適合	実施なし	実施あり
備 考	重複障害に限る。 耳鼻科はないため、難聴のみの児の受入れは行っていない。	来所による相談、聴力検査、補聴器適合は事前に連絡のうえ、予約制。

早期支援実施 療育機関等

No.	9	10
名 称	横浜市総合リハビリテーションセンター	横浜市東部地域療育センター
所 在 地	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770	〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川1-29
電 話	045-473-0666	045-441-7711
ファクシミリ	045-473-0956	045-441-7011
担 当 部 署	難聴幼児課	診療所 臨床指導科
ホームページ	http://www.yokohama-rf.jp/	http://www.aoitori-y.jp/yokohama-east-ryoiku/
対 象 年 齢	0歳（確定診断後）～就学前まで	0歳（確定診断後）～就学前まで
相 談 受 付	平日（月～金）（祝日・年末年始休み） 8時45分～17時15分 相談調整課小児相談担当ソーシャルワーカーに電話相談	平日（月～金）（祝日・年末年始休み） 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談
療 育 指 導 容 内	<p>①個別指導 週1回の個別療育（1時間～1時間半）の中で聴力検査、補聴器のフィッティング、聴能言語訓練を実施。</p> <p>②グループ指導 年齢により月1回～週1回の頻度で年齢別集団療育を実施。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>③その他 月1回程度の頻度で難聴に関する保護者教室を実施。</p>	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は、子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施あり
備 考	<p>横浜市在住の難聴児に限る。 障害児通所給付費受給者証の申請などの手続きが必要。 子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。 保護者の就労などにより、当所の利用が困難な場合は、横浜市内の地域療育センターを勧めている。 難聴重複障害の場合は主たる障害の療育を中心に横浜市内の地域療育センターで療育を実施する。</p>	<p>主に横浜市鶴見区、神奈川区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、センター内で主たる障害の療育を中心に行い、難聴に関して個別指導を実施。 難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。 子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>

No.	11	12
名 称	横浜市西部地域療育センター	横浜市南部地域療育センター
所 在 地	〒 240-0035 横浜市保土ヶ谷区今井町743-2	〒 235-0035 横浜市磯子区杉田5-32-20
電 話	045-353-6933	045-774-3831
ファクシミリ	045-353-6934	045-772-6227
担 当 部 署	診療課	診療所 臨床指導科
ホームページ	http://www.yokohama-rf.jp/facilities/seibu.html	http://www.aoitari-y.jp/yokohama-south-ryoiku/
対 象 年 齢	0歳(確定診断後)～就学前まで	0歳(確定診断後)～就学前まで
相 談 受 付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談
療 育 指 導 容 内	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は、子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は、子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施あり
備 考	<p>主に横浜市旭区・保土ヶ谷区・瀬谷区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、主たる障害の療育を中心に個別療育指導を実施。 難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。 子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>	<p>主に横浜市磯子区・金沢区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、センター内で主たる障害の療育を中心に行い、難聴に関して個別指導を実施。 難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。 子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>

早期支援実施 療育機関等

No.	13	14
名 称	横浜市北部地域療育センター	横浜市中部地域療育センター
所 在 地	〒 224-0062 横浜市都筑区葛が谷16 -3	〒 232-0007 横浜市南区清水ヶ丘49
電 話	045-942-3451	045-253-0358
ファクシミリ	045-942-8501	045-253-0378
担 当 部 署	診療課	診療所 臨床指導科
ホームページ	http://www.yokohama-rf.jp/facilities/hokubu.html	http://www.aoitori-y.jp/yokohama-central-ryoiku/
対 象 年 齢	0歳(確定診断後)～就学前まで	0歳(確定診断後)～就学前まで
相 談 受 付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談
療 育 指 導 内 容	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施あり
備 考	<p>主に横浜市都筑区・緑区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、主たる障害の療育を中心に個別療育指導を実施。</p> <p>難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。</p> <p>子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>	<p>主に横浜市西区・中区・南区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、センター内で主たる障害の療育を中心に行い、難聴に関して個別指導を実施。</p> <p>難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。</p> <p>子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>

No.	15	16
名 称	横浜市戸塚地域療育センター	よこはま港南地域療育センター
所 在 地	〒244-0805 横浜市戸塚区川上町4-4	〒234-0056 横浜市港南区野庭町631
電 話	045-825-1181	045-882-1210
ファクシミリ	045-825-1185	045-882-1211
担 当 部 署	診療課	診療課
ホームページ	http://www.yokohama-rf.jp/facilities/totsuka.html	http://www.yokohama-rf.jp/facilities/konan.html
対 象 年 齢	0歳(確定診断後)～就学前まで	0歳(確定診断後)～就学前まで
相 談 受 付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 8時45分～17時15分 ソーシャルワーカーに電話相談
療 育 指 導 内 容	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>	<p>①個別指導 聴力検査、補聴器のフィッティング及び装用指導、聴能言語訓練を実施。療育頻度は子ども及び保護者の状況に応じて設定。家庭でのコミュニケーション指導を中心とするため、保護者同室で療育を行う。</p> <p>②グループ指導 実施なし</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施あり
備 考	<p>主に横浜市戸塚区・泉区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、主たる障害の療育を中心に個別療育指導を実施。</p> <p>難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。</p> <p>子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>	<p>主に横浜市港南区・栄区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、主たる障害の療育を中心に個別療育指導を実施。</p> <p>難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。</p> <p>子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>

早期支援実施 療育機関等

No.	17	18
名 称	地域療育センターあおば	川崎市中央療育センター
所 在 地	〒225-0022 横浜市青葉区黒須田34-1	〒211-0035 川崎市中原区井田3-16-1
電 話	045-978-5112	044-754-4559
ファクシミリ	045-978-5113	044-788-9263
担 当 部 署	診療課	
ホームページ	www.chiikiaoba.jp/	
対 象 年 齢	0歳(確定診断後)～就学前まで	0歳～18歳まで
相 談 受 付	平日(月～金)・月1回土曜診療 8時45分～17時15分 (祝日・年末年始休み) 保護者からソーシャルワーカーに電話申込 医療機関からの紹介状必要	平日(月～金) 第2・4土曜日(祝日を除く) 8時30分～17時00分 (祝日・年末年始休み)
療 育 指 導 容 内	<p>①個別指導 補聴器装用指導、聴覚活用指導、言語及びコミュニケーション指導</p> <p>②グループ指導 実施なし ※該当児が複数名いた場合に実施することもある。</p> <p>③その他 難聴単独障害児は、状況に応じて横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課内の保護者教室を併用可。</p>	<p>①個別指導 軽度～重度の聴覚障害児に対し、残存聴力を最大限活用することにより、就学後にインクルーシブできるよう0歳から就学まで継続的に聴覚・言語指導を実施。 発見が遅いケースについては、就学後も指導を行う。</p> <p>②グループ指導 年齢や言語発達に合わせてクラス編成を行い、目標設定をしている。 個別指導で培った力を使い、友達とのやりとりを楽しみながら社会性を身につけ、幼稚園などの集団に自信をもって参加できるよう指導を行なう。</p> <p>③その他 他の学年の児童・保護者同士で交流し、縦の繋がりを持てるよう、学年の垣根を越えた活動を月に一度実施。 保護者向けの学習会(両親講座)を年4回実施。</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施なし	実施あり
備 考	<p>主に横浜市青葉区在住の方を対象とし、難聴重複障害児の場合は、主たる障害の療育を中心に個別療育指導を実施。 難聴単独障害児は、基本は横浜市総合リハビリテーションセンターでの相談となるが、保護者の就労などにより利用が困難な場合には、地域療育センターで個別療育指導の相談を行う。 子どもの状況に応じて横浜市立ろう特別支援学校等を勧めることがある。</p>	

早期支援実施 教育機関

No.	19	20
名 称	神奈川県立平塚ろう学校	神奈川県立相模原中央支援学校
所 在 地	〒254-0074 平塚市大原2-1	〒252-0221 相模原市中央区高根1-5-36
電 話	0463-32-0913(代表) 0463-32-9758(乳幼児相談室直通)	042-768-8515
ファクシミリ	0463-32-1646	042-768-8519
担 当 部 署		乳幼児相談
ホームページ	http://www.hiratsukarou-sd.pen-kanagawa.ed.jp/	https://www.pen-kanagawa.ed.jp/sagamiharachuo-sh/
対 象 年 齢	0歳～2歳まで	0歳～6歳まで(就学前)
相 談 受 付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 9時～17時 電話、ファクシミリ、メールにて受付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 9時～16時 メール、電話にて受付 相談受付メールアドレス ny-chuohsien-sh@kanagawa.ed.jp
療 育 指 導 内 容	<p>①個別相談・指導 1回：90～120分 1～2回/月 (日時は相談により決定) 育児全般、聴覚、言語や人との関わり方、進路や進学に関する事。</p> <p>②グループ相談・指導 1回：120分 1～2回/月 (年齢により異なる) 基本は個別と同じ内容での取組み。 お誕生会や遠足、季節行事など。 人数は年齢と活動内容により異なる。</p> <p>③その他 保護者学習会 家族同士の交流行事 家庭訪問 本校幼稚部の幼児、保護者との交流 本校幼稚部等の見学(教育の理解) 関係機関と連携した指導助言</p>	<p>①個別指導 聴力測定、補聴器の取り扱いの相談。 こどもとの関わり、言葉かけに関する事。</p> <p>②グループ指導 季節を意識した行事。 保護者同士の交流、情報交換(悩みや不安の共有。子育てを楽しむ場の提供)。</p> <p>③その他 地域の保育園、幼稚園に就園している子への巡回相談。 補聴器業者来校相談、補聴器特性検査実施。 本校幼稚部等の見学 保護者学習会</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり(医師の指示がある場合)	実施なし
備 考	地域の保育園や療育機関にも在籍の場合、保護者や保育園等の担当者のニーズにより、巡回相談を実施。 定期的な来校相談が難しい乳幼児及び3～5歳児の幼児は、教育相談として必要な相談、支援を実施。	親の会(旧ひまわり会)は、現在は活動していない。

早期支援実施 教育機関

No.	21	22
名 称	横浜市立ろう特別支援学校	川崎市立聾学校
所 在 地	〒240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1	〒211-0053 川崎市中原区上小田中3-10-5
電 話	045-335-0411	044-766-6500
ファクシミリ	045-333-4807	044-766-5174
担 当 部 署	幼稚部 乳幼児教育相談	
ホームページ	https://www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/ss/ro/	http://www.keins.city.kawasaki.jp/4/ke400101/
対 象 年 齢	0歳～3歳まで	0歳～6歳まで
相 談 受 付	平日（月～金）（祝日・年末年始休み） 9時～17時 電話、ファクシミリ、メールにて受付	平日（月～金）（祝日・年末年始休み） 9時～17時（学校課業日） 電話、ファクシミリ、メールにて受付
療 育 指 導 内 容	<p>①個別指導 1回60分、月1回程度 聴力測定、補聴器調整 遊びを通したコミュニケーション指導。 聞こえや言葉の発達など、個に応じた相談。</p> <p>②グループ指導 10時～11時45分 年齢により回数は異なる。 小集団での遊びを通したコミュニケーション指導。 情報交換</p> <p>③その他 発達に応じたミニ講座 幼稚部保護者講座に参加可</p>	<p>①個別指導 遊びを中心とした親子のコミュニケーション方法のアドバイス。 個々に合わせた支援方法のアドバイス。 育児、補聴、就園や就学に関する相談。</p> <p>②グループ指導 かかわり遊びを通した「ことば」の育成。 保護者どうしの情報交換、共有。 小集団による活動。（おへんじ、手あそびうたなど）</p> <p>③その他 保護者学習会 「きこえについて」「難聴体験」「手話学習会」「ろう難聴者先輩保護者などの関係者との懇談会」など</p>
聴 力 検 査	実施あり	実施あり
補聴器の適合	実施あり	実施なし
備 考	聴力測定や補聴器の適合については、医療機関を受診した後に相談。	

No.	23
名 称	横須賀市立ろう学校(ひよこ教室)
所 在 地	〒238-0023 横須賀市森崎5-13-1
電 話	046-834-1172
ファクシミリ	046-834-0096
担 当 部 署	乳幼児教育相談
ホームページ	
対 象 年 齢	0歳～6歳(就学前)まで
相 談 受 付	平日(月～金)(祝日・年末年始休み) 9時～16時30分(受付 教頭) 電話(電話が難しい場合はファクシミリ かメール)
療 育 指 導 内 容	①個別指導 保護者の相談を受け、医療機関や園、療育機関等と連携して、難聴の子どものよりよい発達について一緒に考える。 本校で行っているろう教育の指導法を伝えながら、保護者が家庭で実践できるように支援。 ②グループ指導 実施なし(検討中)
聴 力 検 査	実施あり
補聴器の適合	実施なし
備 考	主に三浦半島地区の市町村の方を対象としている。 医療機関ではないため、聴力検査ではなく聴力測定という名称で、必要に応じて行う。

資料 6

市町村母子保健主管課一覧

市町村	担当課	〒	所在地	電話番号	ファクシミリ
横浜市	こども家庭課	231-0005	横浜市中区本町6-50-10 (R2.4.20～)	045-671-2455	045-681-0925
川崎市	こども保健福祉課	210-8577	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2450	044-200-3638
相模原市	こども家庭課	252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8345	042-759-4395
横須賀市	こども健康課	238-8550	横須賀市小川町16 はぐくみかん	046-824-7141	046-824-7144
平塚市	健康課	254-0082	平塚市東豊田448番地3 保健センター	0463-55-2111	0463-55-2139
鎌倉市	市民健康課	248-8686	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3944	0467-23-7505
藤沢市	子ども健康課	251-0022	藤沢市鶴沼2131-1 藤沢市南保健センター	0466-50-3522	0466-50-0668
小田原市	健康づくり課	250-0816	小田原市酒匂2-32-16 保健センター	0465-47-4722	0465-47-0830
茅ヶ崎市	健康増進課	253-8660	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-38-3331	0467-38-3332
逗子市	子育て支援課	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111	046-873-4520
三浦市	子ども課	238-0298	三浦市城山町1-1	046-882-1111	046-881-0148
秦野市	こども家庭支援課	257-0054	秦野市緑町16-3 保健福祉センター	0463-82-9604	0463-85-1301
厚木市	健康づくり課	243-0018	厚木市中町1-4-1 保健福祉センター	046-225-2597	046-223-7066
大和市	すくすく子育て課	242-8601	大和市鶴間1-31-7 保健福祉センター	046-260-5609	046-264-0142
伊勢原市	子育て支援課	259-1188	伊勢原市田中348	0463-94-4637	0463-95-7612
海老名市	こども育成課	243-0422	海老名市中新田377 えびなこどもセンター	046-235-7885	046-235-7980

市町村	担当課	〒	所在地	電話番号	ファクシミリ
座間市	健康づくり課	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-7225	046-255-3550
南足柄市	健康づくり課	250-0121	南足柄市広町48-1 保健医療福祉センター	0465-74-2517	0465-74-1834
綾瀬市	健康づくり推進課	252-1107	綾瀬市深谷中4-7-10 保健福祉プラザ	0467-77-1133	0467-77-1134
葉山町	子ども育成課	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	子育て支援課	253-0196	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	スポーツ健康課	255-8555	中郡大磯町東小磯183 保健センター	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	子育て・健康課	259-0123	中郡二宮町二宮1410 保健センター	0463-71-7100	0463-72-6086
中井町	健康課	259-0153	足柄上郡中井町比奈窪 104-1 保健福祉センター	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	子育て健康課	258-8501	足柄上郡大井町金子 1964-1 保健福祉センター	0465-83-8012	0465-83-8016
松田町	子育て健康課	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-84-5544	0465-44-4685
山北町	保険健康課	258-0113	足柄上郡山北町山北1971-2 健康福祉センター	0465-75-0822	0465-76-4592
開成町	保険健康課	258-8502	足柄上郡開成町延沢773 保健センター	0465-84-0327	0465-85-3433
箱根町	子育て支援課	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-9595	0460-85-8124
真鶴町	健康福祉課	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	保健センター	259-0392	足柄下郡湯河原町中央 2-2-1	0465-63-2111	0465-62-7001
愛川町	健康推進課	243-0392	愛甲郡愛川町角田 251-1	046-285-6970	046-285-8566
清川村	保健福祉課	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 保健福祉センター	046-288-3861	046-288-2025

【神奈川県母子保健対策検討委員会新生児聴覚検査体制整備部会委員名簿】

令和元年7月1日現在（五十音順：敬称略）

部会長◎ 副部会長○

氏 名	所 属
◎ 小河原 昇	横浜医療福祉センター港南 耳鼻咽喉科科長
湯 永 理 加	神奈川県立平塚ろう学校 教諭
神 藤 次 郎	相模原市こども・若者未来局こども家庭課 参事（兼）課長
菊 池 隆	神奈川県都市衛生行政協議会 代表 （鎌倉市市民健康課 課長）
佐 藤 晶 子	神奈川県立平塚ろう学校 自立活動教諭
佐 野 肇	日本耳鼻咽喉科学会神奈川県地方部会 理事
瀬 戸 克 彦	神奈川県町村保健衛生連絡協議会 代表 （大磯町スポーツ健康課 課長）
○ 高 井 昌 彦	公益社団法人神奈川県医師会 理事
田 角 喜美雄	神奈川小児科医会 会長
丹 野 久 美	横浜市こども青少年局こども福祉保健部 こども家庭課親子保健担当課長
平 吹 知 雄	一般社団法人神奈川県産科婦人科医会 理事
眞 鍋 伸 一	川崎市こども未来局こども支援部 こども保健福祉課 課長
丸 山 浩	神奈川県保健福祉事務所長会 代表 （小田原保健福祉事務所 所長）
森 田 佳 重	横須賀市こども育成部こども健康課 課長

【参考・引用文献】

- 新生児聴覚スクリーニングマニュアル
(厚生労働省科学研究子ども家庭総合研究事業「新生児聴覚スクリーニングの効率的実施
および早期支援とその評価に関する研究」班 平成 19 年 3 月)
- 新生児聴覚スクリーニングマニュアル—産科・小児科・耳鼻咽喉科医師、助産師・看護
師の皆様へ—
(一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 平成 28 年 8 月)
- 新生児聴覚スクリーニング検査の手引き (千葉県 令和元年 8 月改定)
- 愛媛県新生児聴覚検査実施マニュアル (愛媛県 令和元年 5 月改定)
- 高知県新生児聴覚検査実施マニュアル (高知県 平成 31 年 3 月改定)
- 奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き 第 2 版 (奈良県 平成 30 年 3 月)
- 大阪府新生児聴覚検査事業の手引き (大阪府 平成 30 年 3 月)
- 新生児聴覚検査ハンドブック (長野県 平成 29 年 3 月改定)

新生児聴覚スクリーニング検査の手引き

発行 令和2年3月

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 (045) 210 - 4786